

## 水月霊園使用に関する よくあるご質問

Q 1. 墓地を他人に譲渡したり、引き継いだりすることはできますか。

- A** 使用許可を受けた墓地を、他人に譲ったり貸したりすることはできません。  
墓地の使用権を引き継ぐ（継承する）ことができるのは、親族の方だけです。  
※「親族」とは、民法第725条で規定する親族（①6親等内の血族 ②配偶者 ③3親等内の姻族）をさします。

Q 2. 親族に墓地を継承したいのですが、どんな手続きをすればよいですか。また、いつすればよいですか。

- A** 「水月霊園墓地使用継承許可申請書」を提出すれば、親族の方に継承することができます。（添付書類：前使用者の永代使用許可書、継承者の本籍地記載の住民票の写し）  
墓地の継承については、現在の使用者の方がご存命でも手続きが可能です。使用者の方がお元気なうちに継承した方が、スムーズに手続きできる場合もありますので、ご家族でご相談のうえご検討ください。

Q 3. 永代使用許可書を紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

- A** 許可書を紛失してしまった場合には、「水月霊園墓地使用許可証紛失届」を提出していただければ、再発行いたします。（添付書類：本籍地記載の住民票の写し）

Q 4. 引っ越ししたりして住所が変わったときには、何か届け出が必要ですか。

- A** 関係書類の送付先を変更する必要がありますので、転居した場合には、「水月霊園墓地使用者住所変更届出書」を提出してください。（添付書類：本籍地記載の住民票の写し）

Q 5. 区画に墓石を建立する場合にはどんな手続きが必要ですか。

- A** 区画内に墓石等を建立する際や、墓誌に戒名を彫る場合には、工事の着工前および着工後に「水月霊園墓地施設工事着手(完了)届」を提出していただきます。（添付書類：永代使用許可書の写し） この手続きについては、施工業者が代行して行う場合があります。  
なお、水月霊園内で施工できるのは、営業許可を受けた業者のみですのでご注意ください。

Q 6. 遺骨を埋葬する場合には何か手続きが必要ですか。

- A** 埋葬の際に、火葬場で発行される「埋葬許可証」を、水月霊園紫雲閣（霊園管理棟）の管理人に提出してください。作業等で管理人が不在の場合は、紫雲閣玄関横に設置してある投函箱に入れてください。

Q 7. 墓地を継承する親族がいなくなったり、管理料が支払えなくなってしまった場合はどうなりますか。

- A** 使用者が不在で、継承されることなく長期間にわたって放置された墓地区画については、無縁墓として扱われます。また、管理料が相当の期間にわたって支払われない場合についても、同様に無縁墓として扱われることになります。無縁墓となった区画については、最終的には当公社が回収します。

Q 8. 墓地が必要なくなった場合はどうすればよいですか。また、その際に永代使用料は還付されますか。

A 都合により墓地を使用しなくなった場合は、「水月霊園墓地返還申請書」を提出していただければ、返還することができます。墓地の返還にあたっては、納骨したお骨の改葬・墓石等の撤去をしていただき、原況に復していただく必要があります。

墓地返還に伴う永代使用料の還付については、使用規定に基づき、未使用の場合に限り、下記のとおり使用期間に応じた金額をお返しします。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 永代使用許可日から 2 年未満       | 8 割 |
| (2) 永代使用許可日から 2 年以上 5 年未満 | 7 割 |
| (3) 永代使用許可日から 5 年以上       | 5 割 |

Q 9. 墓地の区画内の草取りや、献花の後片付けをしてもらうことはできますか。

A 霊園内の通路や駐車場など、利用者の皆さんでお使いいただく共用のスペースについては当公社で管理しますが、各区画内の管理については、各使用者の責任において行ってください。

Q 10. 墓地区画の境界のコンクリートがぼろぼろになってしまいました。どうすればよいですか。

A 墓地の区画内については、使用者の責任において管理をお願いしています。区画境界のコンクリートについても同様の扱いとなりますので、各利用者のご負担で修繕していただきますよう、お願いします。

Q 11. 墓地の区画を交換してもうことはできますか。

A 申し訳ありませんが、区画を交換することはできません。

Q 12. 毎年支払っている管理料は、どんなことに使われていますか。

A 皆様にお支払いいただいている管理料については、常駐している管理人の賃金、通路や駐車場の除草、墓地周辺の支障木の除伐などの環境管理費、階段への手摺の設置や破損個所の修繕などの工事費に使われています。

Q 13. 墓地を探していますが、現在分譲してもらうことはできますか。また、造成する予定はありますか。

A 現在、緊急に墓地が必要な方（町内にお住まいで、お手元に御骨をお持ちの方）のみに分譲していますが、今後、返還された墓地が一定数に達し、再分譲できる準備が整いましたら、皆様にお知らせします。  
現在のところ、新たな墓地区画の造成の計画はありませんが、今後の墓地運営の在り方を含め、造成の必要があるかを検討してまいります。

※各届出書の様式については、[地域開発公社のホームページ](#)からダウンロードすることができますので、申請の際にご利用ください。